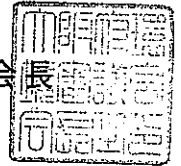


答申第65号
平成22年2月17日

大阪府知事様

大阪府環境審議会会長



温泉掘削許可及び温泉動力装置許可について（答申）

平成22年2月17日付け環衛第2084号で諮問のあった標記については、平成22年2月17日開催の平成21年度第2回大阪府環境審議会温泉部会での審議の結果、別紙のとおり答申します。

別紙

1 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 河内長野市大師町23-22
東 秀光
- (2) 申請地 河内長野市太井363番
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

2 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 藤井寺市沢田二丁目9番39号
株式会社南大阪エクセルホーム 代表取締役 岡田 正二
- (2) 申請地 松原市丹南一丁目410番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

3 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 八尾市高美町六丁目3番7号
酒本商事株式会社 代表取締役 酒本 昌寿
- (2) 申請地 東大阪市鷹殿町46番地
- (3) 答申内容 本申請については、450メートル以深にストレーナを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める。

4 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市阿倍野区西田辺町二丁目2番15号メゾン鶴ヶ丘401号
特定非営利活動法人ラスパ大阪を愛し育てる会
理事長 桂木 末太郎
- (2) 申請地 大阪市住之江区新北島二丁目1番4
- (3) 答申内容 本件申請地点は、大阪府温泉資源保護に係る検討委員会の報告書をもとに改正した「大阪府環境審議会温泉部会協議事項 1」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、「大阪市住之江区泉一丁目201-1における別の源泉（住之江 泉の湯）（以下「別源泉」という。）」が既にあること。また、大阪府からの指示による温泉掘削許可申請に関する補正資料として提出された資料が次の理由により、別源泉に与える影響がない旨の明確な資料ではないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切でない。
 - ア 本件申請地点がある上町断層で境される大阪平野西部は、水量の豊富な涵養源が近くにないこと。
 - イ 本件申請地点と別源泉との間にある粘土層は、不透水層としての側方連続性が乏しいこと。
 - ウ 本件申請地点と別源泉は、住之江撓曲を挟む南北に位置し、撓曲した地層中の「裂か」を通じて水脈がつながっている可能性が高いこと。

5 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 泉南郡熊取町大久保東一丁目5番16号
株式会社医薬情報システム開発 代表取締役 椿本 勝彦
- (2) 申請地 貝塚市木積3488番
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。